

○地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正 (地方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号) )

改 正 後	改 正 前
<p>(政令第七条の四の二第二項の金融機関)</p> <p>第一条の十 略</p> <p>2 政令第七条の四の二第二項第二号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第三項に規定する火災等共済組合、同項に規定する火災等共済組合連合会その他これらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(政令第七条の四の二第二項の金融機関)</p> <p>第一条の十 略</p> <p>2 政令第七条の四の二第二項第二号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行、信託会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び火災共済協同組合、火災共済協同組合連合会</p> <p>その他これらに類する共済に係る事業を行う金融機関とする。</p> <p>3 略</p>
<p>第一条の十一 削除</p>	<p>(法第二十五条第一項第一号の総務省令で定めるもの)</p> <p>第一条の十一 法第二十五条第一項第一号に規定する総務省令で定めるものは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十一条に</p>



それに定める割合

イ 政令第九條の七第六項及び第二十八項に規定する関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る場合 当該都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合に十・九分の三・二を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九條の七第六項及び第二十八項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九條の七第十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九條の七第八項の規定の適用を受けようとする内国法人（同條第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九條の七第八項に規定する適格分割等をいう。以下この条において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業

それに定める割合

イ 政令第九條の七第四項及び第二十六項に規定する関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 特別区の存する区域において都民税の法人税割を課する都に係る場合 当該都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合に十・三分の五 を乗じて得た割合（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区の存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九條の七第四項及び第二十六項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第九條の七第十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九條の七第六項の規定の適用を受けようとする内国法人（同條第三項に規定する内国法人をいう。以下本号 において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第九條の七第六項に規定する適格分割等をいう。以下本条 において同じ。）に係る分割法人等（同項に規定する分割法人等をいう。以下本号 及び次項第二号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業

所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第九條の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人の同条第十項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九條の七第八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人の同条第十項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第七項に規定する道府県民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第九條の七第二十五項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九條の七第二十項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第十九項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第九條の七第二十項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十二項各号に定める事業年度

所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。）並びに代表者の氏名

三 略

四 政令第九條の七第六項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人の同条第八項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第九條の七第六項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人の同条第八項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第五項に規定する道府県民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

六 略

3 政令第九條の七第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第九條の七第十八項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人（同条第十七項に規定する所得等申告法人をいう。以下本号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二及び三 略

四 政令第九條の七第十八項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十項各号に定める事業年度

又は連結事業年度の同条第十九項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四 略

2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等(法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事

又は連結事業年度の同条第十七項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四 略

2 政令第九条の九の八第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び

前号の申立てに係る条約相手

国等(法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。)との間の相互協議(法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事

項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 第一号の申立てに係る法人税額（法第五十五条の三第一項に規定する法人税額をいう。）及び次号に規定する地方法人税額の事業年度

四 第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項及び第三条の四の四において同じ。）

五 略

2 略

3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 前号の合意に基づく法人税額（法第五十五条の三第三項に規定する法人税額をいう。）及び次号に規定する地方法人税額の事業年度

四 第一号の申立てに係る地方法人税額

五 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四の三 略

2 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 第一号の申立てに係る法人税額（法第五十五条の三第一項に規定する法人税額をいう。）の事業年度

四 略

2 略

3 法第五十五条の三第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 前号の合意に基づく法人税額（法第五十五条の三第三項に規定する法人税額をいう。）の事業年度

四 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類）

第三条の四の三 略

2 政令第九条の九の九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の四 法第五十五条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 第一号の申立てに係る個別帰属法人税額(法第五十五条の五第一項に規定する個別帰属法人税額をいう。)及び次号に規定する地方法人税額の連結事業年度

五 第一号の申立てに係る地方法人税額

六 略

2 略

3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 前号の合意に基づく個別帰属法人税額(法第五十五条の五第三項に

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び

前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第五十五条の五に規定する国税庁長官の通知)

第三条の四の四 法第五十五条の五第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 第一号の申立てに係る個別帰属法人税額(法第五十五条の五第一項に規定する個別帰属法人税額をいう。)の連結事業年度

五 略

2 略

3 法第五十五条の五第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 前号の合意に基づく個別帰属法人税額(法第五十五条の五第三項に

規定する個別帰属法人税額をいう。)及び次号に規定する地方法人税額  
の連結事業年度

- 五| 第一号の申立てに係る地方法人税額
- 六| 略

(更正請求書の様式)

第六条の五 略

(法第七十二条の四十九の六第四項の場合)

第六条の六 法第七十二条の四十九の六第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)第十条の税務代理権限証書に、法第七十二条の四十九の六第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

(個人の事業税に係る申告書の様式等)

第七条 略

2 略

(法第七十二条の五十九第一項の基準)

第七条の二の二 略

規定する個別帰属法人税額をいう。)の連結事業年度

- 五| 略

(更正請求書の様式)

第六条の五 略

(個人の事業税に係る申告書の様式等)

第七条 略

2 略

第七条の二の二 削除

(法第七十二条の五十九第一項の基準)

第七条の二の三 略



(法第七十二条の六十三の二第四項の場合)

第七十二条の二三 法第七十二条の六十三の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第七十二条の六十三の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

(譲渡割の中間申告書の記載事項)

第七十二条の四 略

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の三 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を営業者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動

(譲渡割の中間申告書の記載事項)

第七十二条の四 略

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の三 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を営業者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動

支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を経営する者又はこれらの事業を経営することが確実であると見込まれる者とする。

2及び3 略

(政令第三十七條の十八第三項第一号の構造等)

**第七條の六** 政令第三十七條の十八第三項第一号に規定する総務省令で定める構造は、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

2 政令第三十七條の十八第三項第三号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同条第二項の基準に適合する旨を証する書類を法第七十三条の十四第四項に規定する当該住宅の取得につき同条第三項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅とする。

支援センターを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を経営する者又はこれらの事業を経営することが確実であると見込まれる者とする。

2及び3 略

(政令第三十七條の九の二第三号の施設)

**第七條の六** 政令第三十七條の九の二第三号に規定する総務省令で定める施設は、遊戯施設及び展望施設並びにこれらの施設と一体となつて經營される飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令第三十七條の十八第一号の区分等)

**第七條の七** 政令第三十七條の十八第一号に規定する総務省令で定める区分は、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

2 政令第三十七條の十八第三号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同号に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法第七十三条の十四第四項に規定する当該住宅の取得につき同条第三項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅とする。

(法第七十三条の二十七の二第一項の証明を受ける方法)

第七條の七 法第七十三条の二十七の二第一項に規定する総務省令で定める証明を受ける方法は、同項の規定の適用を受けるべき住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令第三十七条の十八第二項の基準に適合する旨を証する書類を、法第七十三条の二十七の二第一項に規定する当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告をした道府県知事に提出する方法とする。

(法第四百四十四条の三十六の帳簿記載義務)

第八條の五十三 略

(法第四百四十四条の三十八の二第四項の場合)

第八條の五十三の二 法第四百四十四条の三十八の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第四百四十四条の三十八の二第一項に規定する元売業者等への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

(法第四百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路)

第八條の五十四 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十條 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、

(法第四百四十四条の三十六の帳簿記載義務)

第八條の五十三 略

(法第四百四十四条の六十第一項の総務省令で定める道路)

第八條の五十四 略

(市町村民税に係る申告書等の様式)

第十條 市町村民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、

それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るものを除く。）によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

	略
(ハ) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政第二十号の四様式 令第四十八条の十三第三十項の書類）	略

2  
2  
7  
略

（法人の都民税に係る申告書等の様式）

**第十条の二** 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

	略
(四) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政第七号の二様式及び 令第五十七条の二 の規定により準用される び第二十号の四様式 政令第四十八条の十三第三十項 の書類）	式別表二

2  
略

それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式（個人の市町村民税に係るものを除く。）によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

	略
(ハ) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政第二十号の四様式 令第四十八条の十三第二十八項の書類）	略

2  
2  
7  
略

（法人の都民税に係る申告書等の様式）

**第十条の二** 法第七百三十四条第二項第三号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、第一条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

	略
(四) 外国の法人税等の額の控除に関する明細書（政第七号の二様式及び 令第五十七条の二第一項の規定により準用される び第二十号の四様式 政令第四十八条の十三第二十八項の書類）	式別表二

2  
略

(政令第四十八条の第十三第七項及び第二十九項の割合等)

第十条の二の四 政令第四十八条の第十三第七項及び第二十九項に規定する

総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第四十八条の第十三第七項及び第二十九項に規定する関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区に存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八条の第十三第七項及び第二十九項に規定する関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第四十八条の第十三第十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の第十三第九項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第四十八条の第十三第九項に規定する適格分割等を

(政令第四十八条の第十三第五項及び第二十七項の割合等)

第十条の二の四 政令第四十八条の第十三第五項及び第二十七項に規定する

総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第四十八条の第十三第五項及び第二十七項に規定する関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区に存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八条の第十三第五項及び第二十七項に規定する関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2 政令第四十八条の第十三第十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の第十三第七項の規定の適用を受けようとする内国法人（同条第三項に規定する内国法人をいう。以下この号において同じ。）の名称及び事務所又は事業所所在地（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する内国法人にあつては、当該内国法人の主たる事務所又は事業所所在地）並びに代表者の氏名

二 適格分割等（政令第四十八条の第十三第七項に規定する適格分割等を

いう。以下この条において同じ。)に係る分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。)並びに代表者の氏名

### 三 略

四 政令第四十八条の第十三第九項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の第十三第九項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人の同条第十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第八項に規定する市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

### 六 略

3 政令第四十八条の第十三第二十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の第十三第二十一項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同条第二十項に規定する所得等申告法人をいう。以下この号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地)並びに代

いう。以下本条において同じ。)に係る分割法人等(同項に規定する分割法人等をいう。以下本号及び次項第二号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する分割法人等にあつては、当該分割法人等の主たる事務所又は事業所所在地。次項第二号において同じ。)並びに代表者の氏名

### 三 略

四 政令第四十八条の第十三第七項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人の同条第九項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二項に規定する控除限度超過額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 政令第四十八条の第十三第七項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定により同項の内国法人の同条第九項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第六項に規定する市町村民税の控除余裕額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

### 六 略

3 政令第四十八条の第十三第二十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 政令第四十八条の第十三第十九項の規定の適用を受けようとする所得等申告法人(同条第十八項に規定する所得等申告法人をいう。以下本号において同じ。)の名称及び事務所又は事業所所在地(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する所得等申告法人にあつては、当該所得等申告法人の主たる事務所又は事業所所在地)並びに代

表者の氏名

二及び三 略

四 政令第四十八条の十三第二十一項（同項第二号に係る部分に限る。

）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十三項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第二十項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の

徴収猶予の申請書類）

第十条の二の六 略

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

表者の氏名

二及び三 略

四 政令第四十八条の十三第十九項（同項第二号に係る部分に限る。

）の規定により同項の所得等申告法人の同条第二十一項各号に定める事業年度又は連結事業年度の同条第十八項に規定する控除未済外国法人税等額とみなされる金額及び当該金額の計算に関する明細

五 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の

徴収猶予の申請書類）

第十条の二の六 略

2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び  
前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第二項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の七 略

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同項第三号に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2 5 略

6 政令第四十九条の十五第二項第五号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人で、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一

三略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の七 略

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2 5 略

6 政令第四十九条の十五第二項第五号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人で、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一



条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産

二〇四 略

7〇13 略

14 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する病児保育事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

15 政令第四十九条の十五第二項第十号に規定する子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、専ら児童福祉法第六条の三第十四項に規定する連絡及び調整等の用に供する固定資産とする。

16 略

(政令第五十一条の三第三号の施設)

第十条の九 政令第五十一条の三第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産

二〇四 略

7〇13 略

14 略

(政令第五十一条の二の四第三号の施設)

第十条の八の三 政令第五十一条の二の四第三号に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

(政令第五十一条の三第三号の施設)

第十条の九 政令第五十一条の三第三号に規定する総務省令で定める施設

(政令第五十一条の四第二号の宿舎)

第十条の十 略

(政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等)

第十一条 略

2 略

3 政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、次に掲げるもの以外のもとする。

一 及び二 略

三 中小企業等協同組合法

第九条の

二 第一項第四号若しくは第九条の九第一項第六号又は商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第十三条第一項第四号若しくは第五号若しくは第十九条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業

(政令第五十二条の十四の表の第四号の者)

第十二条の四 政令第五十二条の十四の表の第四号に規定する総務省令で

定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 略

は、遊戯施設及び集会施設並びにこれらの施設と一体となつて経営される飲食店、喫茶店及び物品販売施設とする。

(政令第五十一条の四第二号の宿舎)

第十条の十 略

(政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等)

第十一条 略

2 略

3 政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第百八十二号)第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、次に掲げるもの以外のもとする。

一 及び二 略

三 中小企業等協同組合法

(昭和二十四年法律第百八十一号) 第九条の

二 第一項第四号若しくは第九条の九第一項第六号又は商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第十三条第一項第四号若しくは第五号若しくは第十九条第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業

(政令第五十二条の十四の表の第四号の者)

第十二条の四 政令第五十二条の十四の表の第四号に規定する総務省令で

定める者は、次に掲げる者とする。

一 三 略

四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十七条第二項の規定により金融整理管財人に選任された者及び同法第二百二十六条の五第一項の規定による特定管理を命ずる処分があつた場合における預金保険機構

五〇九 略

（法第三百八十九条第一項の規定によつて総務大臣がする固定資産の指定等）

第十五条の六 略

（法第三百九十六条の二第四項の場合）

第十五条の六の二 法第三百九十六条の二第四項に規定する総務省令で定める場合は、税理士法施行規則第十五条の税務代理権限証書に、法第三百九十六条の二第一項に規定する納税義務者への調査の通知は同項に規定する税務代理人に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。

（法第四百十条第二項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面）

第十五条の六の三 略

（法第四百十八条の概要調書等）

第十五条の七 略

四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十七条第二項の規定により金融整理管財人に選任された者

五〇九 略

（法第三百八十九条第一項の規定によつて総務大臣がする固定資産の指定等）

第十五条の六 略

（法第四百十条第二項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面）

第十五条の六の二 略

（法第四百十八条の概要調書等）

第十五条の七 略

(市町村の廃置分合等の場合における関係市町村の市町村たばこ税の額及びたばこ消費基礎人口の算定方法)

第十六条の四の五 略

一 略

(法第五百八十六条第一項の総務省令で定めるもの)

第十六条の四の六 法第五百八十六条第一項に規定する総務省令で定める

ものは、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人及びそれ以外の地方独立行政法人であつて同法第二十一条の規定に基づき病院事業を行うものうち、地方公共団体から病院の譲渡を受けて医療法第七条第一項に規定する許可を受けたものとする。

(政令第五十四条の十三第三項第六号の施設)

第十六条の五 略

(政令第五十六条の四十一第三号の福利又は厚生のための施設)

第二十四条の七 政令第五十六条の四十一第三号に規定する総務省令で定める専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)に規定する企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、職員団体等に対する法人

(市町村の廃置分合等の場合における関係市町村の市町村たばこ税の額及びたばこ消費基礎人口の算定方法)

第十六条の四の五 略

一 略

(政令第五十四条の十三第三項第六号の施設)

第十六条の五 略

(政令第五十六条の四十一第三号の福利又は厚生のための施設)

第二十四条の七 政令第五十六条の四十一第三号に規定する総務省令で定める専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、職員団体等に対する法人

格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）による法人である職員団体等その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設  
二及び三 略

附 則

（政令附則第七条第五項の投資信託等）

第三条の二の七 略

2 政令附則第七条第五項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の九第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一及び二 略

三 定義内閣府令第十条第一項第二十三号に掲げる者（同号イに掲げる要件に該当する者に限る。）のうち次に掲げる者

イ 略

ロ 海外年金基金（企業年金基金又は確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会に類するもので次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。）によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会

格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）による法人である職員団体等その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設  
二及び三 略

附 則

（政令附則第七条第五項の投資信託等）

第三条の二の七 略

2 政令附則第七条第五項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の九第二項において「定義内閣府令」という。）第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一及び二 略

三 定義内閣府令第十条第一項第二十三号に掲げる者（同号イに掲げる要件に該当する者に限る。）のうち次に掲げる者

イ 略

ロ 海外年金基金（厚生年金基金、企業年金連合会又は企業年金基金に類するもので次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。）によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会

社及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人を除く。ハにおいて同じ。）

(1)及び(2) 略

ハ 略

（政令附則第七条第十七項第三号の政府の補助）

**第三条の二の十六** 政令附則第七条第十七項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

（政令附則第十条の書類等）

**第四条 略**

2 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の十三第一項から第三項までの規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の八第一項及び第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三条の十三第一項中「法第七十条の八第一項の」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第二項において準用する法第七十条の八第一項の」と、「当該受贈者の納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第三項中「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と読み替えるものとする。

社及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人を除く。ハにおいて同じ。）

(1)及び(2) 略

ハ 略

（政令附則第七条第十七項第三号の政府の補助）

**第三条の二の十六** 政令附則第七条第十七項第三号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者等居住安定化推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

（政令附則第十条の書類等）

**第四条 略**

2 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の十三第一項から第三項までの規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の八第一項及び第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三条の十三第一項中「法第七十条の八第一項の」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十二条第二項において準用する法第七十条の八第一項の」と、「当該受贈者の納税地の所轄税務署長」とあるのは「道府県知事」と、同条第三項中「納税の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と読み替えるものとする。

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項、第二十八項、第三十五項、第三十七項、第三十九項、第四十項及び第四十二項並びに第二十三条の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。）及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十九項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第五十八項、第六十四項及び第六十五項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第六項、第十六項、第十七項、第十九項、第二十項及び第四十二項並びに第二十三条の七の二第三項及び第四項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と読み替えるものとする。

#### 4 略

5 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

##### 一 略

二 租税特別措置法第七十条の四第十八項に規定する一時的道路用地等（以下この項から第七項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供されていた農地等の明細

3 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十五項、第三十二項、第三十四項、第三十六項、第三十七項及び第三十九項並びに第二十三条の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。）及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十八項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに政令附則第十条第五項において準用する租税特別措置法施行令第四十条の六第十二項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第五十二項、第五十八項及び第五十九項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第五項、第十五項、第十六項、第十八項、第十九項及び第三十九項並びに第二十三条の七の二第三項及び第四項中「財務省令」とあるのは「総務省令」と読み替えるものとする。

#### 4 略

5 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

##### 一 略

二 租税特別措置法第七十条の四第十七項に規定する一時的道路用地等（以下この項から第七項までにおいて「一時的道路用地等」という。）の用に供されていた農地等の明細

三略

四 一時的道路用地等の用に供されていた農地等の貸付けの直前の利用状況及び租税特別措置法施行令第四十条の六第四十四項の届出書の提出時における当該農地等の利用状況又は予定している利用方法

五及び六 略

6 政令附則第十条第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の第六十七項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。

7 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 租税特別措置法第七十条の四第十八項に規定する地上権等（以下この号において「地上権等」という。）が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた土地の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に取得したものに限り。）

三 受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることと

三略

四 一時的道路用地等の用に供されていた農地等の貸付けの直前の利用状況及び租税特別措置法施行令第四十条の六第三十八項の届出書の提出時における当該農地等の利用状況又は予定している利用方法

五及び六 略

6 政令附則第十条第七項に規定する証明は、一時的道路用地等の用に供されていた農地等の所在地を管轄する農業委員会が、当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けている受贈者が当該農地等を耕作していること又は遅滞なく耕作する見込みであること（当該一時的道路用地等の用に供されていた土地が租税特別措置法施行令第四十条の第六十一項第二号又は第三号に規定する敷地又は用地となる場合には、当該土地が租税特別措置法第七十条の四第一項の規定の適用を受けていたものであること）を証する書類を発行することにより行うものとする。

7 政令附則第十条第七項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 租税特別措置法第七十条の四第十七項に規定する地上権等（以下この号において「地上権等」という。）が登記されていた場合には、一時的道路用地等の用に供していた土地の登記事項証明書（当該地上権等の消滅後に取得したものに限り。）

三 受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることと



される租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 当該農地等の全部について一時的道路用地等の用に供していた場合  
次に掲げる書類

(1) 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十項第一号に掲げる書類（同号に掲げる農業委員会の書類にあつては、受贈者の推定相続人が租税特別措置法施行令第四十条の六第十五項第三号に掲げる要件に該当することを明らかにする事実を記載したものである。）

(2) 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十項第二号に掲げる書類

(3) 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十項第三号に掲げる農業委員会の書類

ロ イに掲げる場合以外の場合 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第十項第二号に掲げる書類

8 政令附則第十条第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第二十七項に規定する契約書又は裁決書若しくは和解調書の写しその他の書類で貸付期限が延長されることが明らかとなるものとする。

9 政令附則第十条第十二項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けた旨及び同項

される租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 当該農地等の全部について一時的道路用地等の用に供していた場合  
次に掲げる書類

(1) 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第九項第一号に掲げる書類（同号に掲げる農業委員会の書類にあつては、受贈者の推定相続人が租税特別措置法施行令第四十条の六第十三項第三号に掲げる要件に該当することを明らかにする事実を記載したものである。）

(2) 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第九項第二号に掲げる書類

(3) 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第九項第三号に掲げる農業委員会の書類

ロ イに掲げる場合以外の場合 租税特別措置法施行規則第二十三条の七第九項第二号に掲げる書類

8 政令附則第十条第九項に規定する総務省令で定める書類は、租税特別措置法施行規則第二十三条の七第二十四項に規定する契約書又は裁決書若しくは和解調書の写しその他の書類で貸付期限が延長されることが明らかとなるものとする。

9 政令附則第十条第十二項に規定する総務省令で定める事項は、引き続き法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用を受けた旨及び同項

に規定する営農困難時貸付農地等に係る同項に規定する営農困難時貸付け（第四号において「営農困難時貸付け」という。）に関する事項で次の各号に掲げるものとする。

一 四 略

10及び11 略

12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十八項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）について、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 租税特別措置法第七十条の四第三十六項の事実が生じた当該農地等の地目、面積及び所在場所並びに当該農地等につき法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名及び住所又は居所

二及び三 略

13 農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十七項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 四 略

14 政令附則第十条第二十項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

に規定する営農困難時貸付農地等に係る同項に規定する営農困難時貸付け（第四号において「営農困難時貸付け」という。）に関する事項で次の各号に掲げるものとする。

一 四 略

10及び11 略

12 農林水産大臣、市町村長又は農業委員会は、政令附則第十条第十八項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）について、租税特別措置法第七十条の四第三十五項の規定により、同項の事実が生じた旨を国税庁長官又は当該農地等の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該農地等の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 租税特別措置法第七十条の四第三十五項の事実が生じた当該農地等の地目、面積及び所在場所並びに当該農地等につき法附則第十二条第一項の規定の適用を受けている受贈者の氏名及び住所又は居所

二及び三 略

13 農業委員会は、租税特別措置法第七十条の四第三十六項の規定により、法附則第十二条第一項の規定の適用を受けた準農地の利用の形態その他の現況を当該準農地の所在地の所轄税務署長に通知した場合には、その旨及び次に掲げる事項を、書面により、当該準農地の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

一 四 略

14 政令附則第十条第二十項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税  
特別措置法第七十条の四第一項ただし書、第四項及び第五項並びに法  
附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第  
三十項及び第三十一項の規定の適用があつた場合には、その旨

四 略

五 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税  
特別措置法第七十条の四第二十二項の規定の適用があつた場合には、  
その旨及び同項に規定する営農困難時貸付農地等の所在、地番、地目  
及び面積

六及び七 略

15 略

16 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特  
別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者が特定貸付けを  
行つている場合における第十四項の規定の適用については、同項第五号  
中「第七十条の四第二十二項」とあるのは「第七十条の四の二第一項」  
とする。

(法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機  
関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 略

2～8 略

9 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギーの使

一及び二 略

三 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税  
特別措置法第七十条の四第一項ただし書、第四項及び第五項並びに法  
附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第  
二十九項及び第三十項の規定の適用があつた場合には、その旨

四 略

五 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税  
特別措置法第七十条の四第二十一項の規定の適用があつた場合には、  
その旨及び同項に規定する営農困難時貸付農地等の所在、地番、地目  
及び面積

六及び七 略

15 略

16 法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特  
別措置法第七十条の四の二第一項に規定する猶予適用者が特定貸付けを  
行つている場合における第十四項の規定の適用については、同項第五号  
中「第七十条の四第二十一項」とあるのは「第七十条の四の二第一項」  
とする。

(法附則第十二条の二の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機  
関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 略

2～8 略

9 法附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)に規定するエネルギーの使

用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条  
第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判  
断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効  
率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネ  
ルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政  
令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動  
車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事  
業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第  
二号）に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号  
に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関す  
るエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成十九年経  
済産業省・国土交通省告示第五号）に定める基準エネルギー消費効率

10  
～  
17  
略

（法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等）

第四条の六 略

2  
～  
9  
略

10 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する平成二十五年一月二  
十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で  
総務省令で定めるもの並びに同項第二号及び第三号に規定する平成二十  
四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安

用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条  
第一項の規定により定められる製造事業者等 の判  
断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効  
率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネ  
ルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政  
令第二百六十七号）第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動  
車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等  
（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第  
二号）に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 第二十一条第八号  
に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等  
の判断の基準等  
（平成十九年経  
済産業省・国土交通省告示第五号）に定める基準エネルギー消費効率

10  
～  
17  
略

（法附則第十二条の二の五第四項の路線バス等）

第四条の六 略

2  
～  
9  
略

10 法附則第十二条の二の五第七項第一号に規定する平成二十五年一月二  
十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で  
総務省令で定めるもの並びに同項第二号及び第三号に規定する平成二十  
四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安

基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項の基準又は細目告示第九十三条第八項の基準とする。

11 略

12 法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ及びロ 略

ハ 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）

）

ニ及びホ 略

ヘ エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造

ニ及び三 略

13 前項第一号ハからへまで（法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする自動車）がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハ及びニに掲げる事項は、当該自動車に係る法第二百二十二条第一項若しくは第

基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第八項の基準又は細目告示第九十三条第九項の基準とする。

11 略

12 法附則第十二条の二の五第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第五号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ及びロ 略

ハ 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号 に規定するエネルギー消費効率をいう。）

）

ニ及びホ 略

ヘ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第二十一条第八号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量、変速装置の方式及び構造

ニ及び三 略

13 前項第一号ハからへまで（法附則第十二条の二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする自動車）がエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号の乗用自動車である場合にあつては、前項第一号ハからホまで）、前項第二号ハ又は同項第三号ハ及びニに掲げる事項は、当該自動車に係る法第二百二十二条第一項若しくは第

百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(法附則第十二条の三第四項第二号の基準等)

第五条の二 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次号及び次項において同じ。)が三・五トン以下の自動車  
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準
  - 二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準
- 2 | 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。
- 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目

百二十三条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(法附則第十二条の三第三項第二号イの基準等)

第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条において「細目告示」という。)第四十一条第一項第三号の基準(粒子状物質に係る部分を除く。)又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(以下この条において「適用関係告示」という。)第二十八条第百二十一項の基準若しくは同条第百八項の基準とする。

- 2 | 法附則第十二条の三第三項第二号イに規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準(以下この条において「特定基準」という。)に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

3 法附則第十二条の三第四項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている電力併用自動車<sup>1</sup>で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハ

3 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百二十九項の基準とする。

4 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるものは、当該自動車に係る窒素酸化物の排出量が適用関係告示第二十八条第百二十九項に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車<sup>2</sup>で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している自動車とする。

5 法附則第十二条の三第三項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車<sup>3</sup>で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハ

イブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

4| 法附則第十二条の三第四項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

5| 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 三 略

イブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

6| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律 第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等  
エネルギー消費効率 定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令 第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等  
エネルギー消費効率 定める基準エネルギー消費効率

7| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 三 略

8| 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。



一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）第三条第六号から第八号までに掲げる基準に適合すること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十二年度燃費基準二十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第二号に掲げる自動車については同号に掲げる値、同項第三号に掲げる自動車については同号に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

9 | 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車 細目告示第四十一条第一項第一号の基準又は適用関係告示第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示第四十一条第一項第九号の基準

10 | 法附則第十二条の三第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えな

6| 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車<sup>一</sup>で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）<sup>二</sup>第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車<sup>三</sup>が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号<sup>四</sup>に掲げる自動車については同号

い天然ガス自動車<sup>五</sup>で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車<sup>六</sup> 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車<sup>七</sup>で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車<sup>八</sup> 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車<sup>九</sup>で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

11| 法附則第十二条の三第四項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの<sup>一〇</sup>で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 実施要領<sup>一一</sup> 第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（次項<sup>一二</sup>において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車<sup>一三</sup>が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第七項第一号<sup>一四</sup>に掲げる自動車については同号

に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

7| 法附則第十二条の三第五項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車<sup>11</sup>で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 窒素酸化物の排出量が<sup>12</sup>第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車<sup>13</sup>で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

8| 法附則第十二条の三第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車<sup>14</sup>で総務省令で定めるものは、第二項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

9| 法附則第十二条の三第六項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車<sup>15</sup>で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成二十七年燃費基準達成レベルが百二十以上で、かつ、実施要領<sup>16</sup>第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベルであること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成

に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車<sup>17</sup>で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

12| 法附則第十二条の三第五項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの<sup>18</sup>で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 略

二 窒素酸化物の排出量が<sup>19</sup>第七項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車<sup>20</sup>で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車かつ平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

二 窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

10| 法附則第十二条の三第六項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

11| 法附則第十二条の三第七項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、第六項各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

12| 法附則第十二条の三第八項に規定する平成二十七年燃費エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

13| 法附則第十二条の三第八項に規定する平成二十二年度燃費エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

14| 法附則第十二条の三第八項において準用する同条第四項（第四号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用がある場合における第六項第

13| 法附則第十二条の三第六項に規定する平成二十七年燃費エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（次項において「エネルギー消費効率算定告示」という。）第一条第二号に掲げる方法とする。

14| 法附則第十二条の三第六項に規定する平成二十二年度燃費エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一号に掲げる方法とする。

15| 法附則第十二条の三第六項において準用する同条第四項（第四号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用がある場合における第十一項

一号 及び第七項第一号 の規定の適用については、第六項第一号 中「第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び」とあるのは「第三条第七号又は第八号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車」と、第七項第一号 中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び」とあるのは「実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）

第六条 略

259 略

10 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、活性炭利用吸着式指定物質処理装置（大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質を活性炭に吸着させ

第一号及び第十二項第一号の規定の適用については、第十一項第一号中「第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（次項において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び」とあるのは「第三条第七号又は第八号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準五十パーセント向上達成車又は平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車」と、第十二項第一号中「平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び」とあるのは「実施要領第三条第六号に掲げる基準に適合すること並びに」と、「自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車又は平成二十七年燃費基準達成車」とあるのは「自動車の平成二十七年エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年燃費基準二十五パーセント向上達成車」とする。

（政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等）

第六条 略

259 略

10 法附則第十五条第二項第二号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、第十六条の六第五項に規定する機械その他の設備

て処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるドライクリーニング装置の部分を含む。」とする。

11  
16 略

17 法附則第十五条第三項第一号に規定する地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が二百トン未満のものとする。

18 法附則第十五条第三項第二号に規定する特に地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が五十トン未満のものとする。

19 法附則第十五条第三項第二号イに規定する総務省令で定める小型の航空機は、その最大離陸重量が三十トン未満の航空機とする。

20| 略  
21| 略  
22| 略  
23| 略

とする。

11  
16 略

17 法附則第十五条第三項に規定する地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が二百トン未満のものとする。

18| 略  
19| 略  
20| 略  
21| 略  
22| 略

政令附則第十一条第十項に規定する高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第二条第二項各号に掲げる設備のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる設備の区分に応

じ、当該各号に定める設備とする。

一 放送番組の制作に必要な設備 デジタル撮像装置（水平解像度が七百本以上のビデオカメラで、その撮像部における総画素数が四十万以上の固体撮像素子を三個以上使用するものうち、専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき映像をデジタル信号に変換して当該映像の輪郭、輝度及び色調を自動的に調整する機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用のケーブルを含む。）及びデジタル放送番組制作装置（専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づきテレビジョン放送の放送番組又は放送番組素材を制作するものうち、複数のデジタル画像信号その他のデジタル信号の切替え若しくは調整を行う機能若しくはデジタル信号の記録若しくは再生を行う機能を有するもの又はデジタル信号の加工、合成若しくは発生を行う機能若しくは放送番組素材に係るデジタル信号の伝送若しくは切替えを行う機能を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する附属の入出力装置、補助記憶装置、局内回線又は電源装置を含む。）であつて、関東広域圏（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域をいう。）又は近畿広域圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の各区域を併せた区域をいう。）を放送対象地域（放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。）とする基幹放送事業者に係るもの以外のものとする。

二 無線設備及びこれに附帯する設備 デジタル送受信装置（デジタル

伝送装置（電気通信信号を伝送するものうち、デジタル信号の冗長部分を削除することにより伝送効率を高める機能、複数のデジタル信号を重ね合わせて同一の搬送波で送出する機能及びデジタル信号を変調する機能を有するものに限る。）によつて変調されたデジタル信号の送信又は受信を行うものうち、搬送波を発生させることによりデジタル信号を給電線に送出する機能、送信装置の出力端子と送信用アンテナの接続若しくは受信装置の入力端子と受信用アンテナの接続を行う機能又は受信用アンテナが受信した電波の中から特定の電波を選択し、増幅する機能を有するものとし、これらと同時に設置するアンテナ及びその支持物を含む。）

23 法附則第十五条第八項に規定するデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（以下この項において「地上デジタルテレビジョン放送」という。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域は、平成二十三年七月二十四日以前にアナログ信号により送信されるテレビジョン放送が受信可能であつた地域であつて、地上デジタルテレビジョン放送の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルトに達しない地域（建築物その他の工作物の影響によるものを除く。）又は他の電波の影響により地上デジタルテレビジョン放送の受信の障害が発生する地域とする。

24 法附則第十五条第八項に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものは、第二十二項第二号に規定するデジタル送受信装置のうち電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第八条第一項の規定に基づき総務大臣が指定する同項第四号に掲げる空中線電力が〇・三



24 法附則第十五条第八項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設とする。

25 法附則第十五条第九項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のものとする。

26 法附則第十五条第九項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

27 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 及び二 略

28 政令附則第十一条第十項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した 設備 次に掲げる金額の合計額

イ及びロ 略

二 略

29 法附則第十五条第十項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次

ワット以下の無線局に係るものとする。

25 法附則第十五条第九項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるものは、特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十七条第二項に規定する検査の結果、都道府県知事又は同法第九条に規定する指定都市等の長が同法第十一条の政令で定める技術的基準に適合すると認められた雨水貯留浸透施設とする。

26 法附則第十五条第十項に規定する電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものは、電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のものとする。

27 法附則第十五条第十項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車とする。

28 政令附則第十一条第十項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 及び二 略

29 政令附則第十一条第十項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入により取得した設備 次に掲げる金額の合計額

イ及びロ 略

二 略

30 法附則第十五条第十一項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次

に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

30| 政令附則第十一条第十四項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする

一〇五 略

31| 法附則第十五条第十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

32| 法附則第十五条第十二項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一〇八 略

33| 法附則第十五条第十三項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一及び二 略

34| 政令附則第十一条第十五項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定める

に掲げる要件に該当する船舶とする。

一及び二 略

31| 政令附則第十一条第十五項に規定する地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係る事業を営む者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一〇五 略

32| 法附則第十五条第十三項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助のうち安全性の向上のために交付されるものとする。

33| 法附則第十五条第十三項に規定する車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものは、次に掲げる償却資産のいずれかに該当することについて国土交通大臣の証明を受けた償却資産とする。

一〇八 略

34| 法附則第十五条第十四項に規定する総務省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。

一及び二 略

35| 政令附則第十一条第十六項に規定する総務省令で定める車両は、次の各号に掲げる車両のいずれかであることについて国土交通大臣の定める

ところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二

35| 法附則第十五条第十四項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

36| 政令附則第十一条第十七項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

37| 政令附則第十一条第十七項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

38| 政令附則第十一条第十八項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

39| 法附則第十五条第十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

40| 政令附則第十一条第二十項に規定する選定事業で総務省令で定める

ところにより国土交通大臣の証明がされた車両とする。

一及び二 略

36| 法附則第十五条第十五項に規定する総務省令で定める小規模な鉄道事業者等は、次に掲げるもの以外のもとする。

一及び二 略

37| 政令附則第十一条第十八項第二号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、次に掲げる家屋及び償却資産とする。

一 三 略

38| 政令附則第十一条第十八項第三号に規定する総務省令で定める家屋及び償却資産は、水道の用に供するダムにより貯留されている水の当該ダム所在の市町村の区域内における供給に係る部分（当該家屋及び償却資産の価格に当該供給される水の量の当該ダムにより水道に供給されている水の量に対する割合を乗じて得た額に係るものとして区分された家屋及び償却資産をいう。）とする。

39| 政令附則第十一条第十九項に規定する家屋及び償却資産  
で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一及び二 略

40| 法附則第十五条第十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、国立大学法人の施設整備費に係る補助とする。

41| 政令附則第十一条第二十一項に規定する選定事業で総務省令で定める

ものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

41| 政令附則第十一条第二十項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

42| 法附則第十五条第二十二項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四 略

43| 法附則第十五条第二十二項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

44| 法附則第十五条第二十三項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四 略

45| 政令附則第十一条第二十六項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

46| 法附則第十五条第二十五項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第

ものは、学校事務業務及び教育研究の補助業務を含むものであつて、当該業務に係る責任を選定事業者が負うものとする。

42| 政令附則第十一条第二十一項に規定する総務省令で定める土地は、国立大学法人が有する大学設置基準第三十四条に規定する校地とする。

43| 法附則第十五条第二十四項に規定する家屋又は償却資産で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものであつて、同項に規定する路線に係る鉄道事業の用に供するものであることにつき国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明を受けた家屋又は償却資産とする。

一 四 略

44| 法附則第十五条第二十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、鉄道施設の安全対策事業に係る補助のうち老朽化した橋りょう若しくはトンネルの大規模な改良のために交付されるもの又は鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に係る補助とする。

45| 法附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一 四 略

46| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める施設は、飲食店、喫茶店及び物品販売施設並びに駐車施設とする。

47| 法附則第十五条第二十七項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

48| 法附則第十五条第二十八項に規定する基準適合表示で総務省令で定めるものは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第十六条第一項第

二号に規定する表示（同令様式第八の二の備考(1)に規定する主務大臣が告示で定める年として「二〇一四年」が表示されたものに限る。）とする。

47| 政令附則第十一条第二十八項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

48| 政令附則第十一条第二十九項に規定する総務省令で定める要件は、係

二号に規定する表示

とする。

49| 政令附則第十一条第三十項に規定する総務省令で定める要件は、輸出入に係るコンテナ貨物を運送する船舶の使用の一単位に係る港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設に限る。）の規模が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものであることとする。

一 岸壁の長さが三百三十メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十四メートル以上である場合 岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が十一万五千五百平方メートル以上であること。

二 岸壁の長さが三百メートル以上であり、かつ、当該岸壁の前面の泊地の水深が十三メートル以上である場合 岸壁及びコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設（その附属施設を含む。）の敷地面積の合計が九万平方メートル以上であること。

50| 政令附則第十一条第三十項第四号に規定するコンテナ貨物の荷さばきを行うための固定的な施設のうち総務省令で定めるものは、コンテナ貨物の荷さばきを行うための上屋とする。

51| 政令附則第十一条第三十二項に規定する総務省令で定める要件は、次の各号の全てに該当することとする。

一 三 略

52| 政令附則第十一条第三十三項に規定する総務省令で定める要件は、係

留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

49| 法附則第十五条第二十六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

50| 政令附則第十一条第三十項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一〇三 略  
51| 政令附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一〇三 略  
52| 政令附則第十一条第三十二項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

53| 政令附則第十一条第三十三項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十二項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

54| 法附則第十五条第三十一項に規定する認定発電設備で総務省令で定め

留施設等のうち、岸壁の長さが二百四十メートル以上で当該岸壁の前面の泊地の水深が十二メートル以上であり、かつ、敷地面積の合計が六万平方メートル以上であることとする。

53| 法附則第十五条第二十九項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

54| 政令附則第十一条第三十四項に規定する津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当することについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証明がされた工作物とする。

一〇三 略  
55| 政令附則第十一条第三十五項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一〇三 略  
56| 政令附則第十一条第三十六項第二号に規定するプラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものは、ホームドア及び可動式ホーム柵（これらと併せて設置する列車定点停止装置を含む。）とする。

57| 政令附則第十一条第三十七項に規定する停車場建物及び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものは、同条第三十六項第一号に掲げる事業が実施された停車場建物及び旅客用通路に係る家屋の当該事業実施後の床面積から当該事業実施前の床面積を控除した床面積に相当する部分とする。

58| 法附則第十五条第三十四項に規定する認定発電設備で総務省令で定め

るものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。）の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。）の用に供する償却資産以外のものとする。

55| 法附則第十五条第三十二項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのもの（発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。）に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）とする。

るものは、同項に規定する認定発電設備の用に供する償却資産のうち、住宅等太陽光発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第一項に規定する電気事業者がその事業の用に供する低圧（電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第一号に規定する低圧をいう。）の電線路を介して電気を供給する住宅、事業場その他の場所に設置される太陽光発電設備でその出力が経済産業大臣が定める出力未満のものをいう。）の用に供する償却資産以外のものとする。

59| 法附則第十五条第三十五項に規定する機械類で総務省令で定めるものは、熱電併給型動力発生装置（エンジン（希薄燃焼方式又はダブル酸素センサー付三元触媒方式のものに限る。以下この項において同じ。）又はタービン（予混合希薄燃焼方式、低温選択還元脱硝方式、熱電可変方式、再生サイクル方式又は再熱サイクル方式のものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらに直結する発電機又はコンプレッサー並びにエンジン又はタービンから排出された熱を利用するための熱交換器、廃熱ボイラー又は廃熱吸収式冷温水器を同時に設置する場合のこれらのものうち、発電効率及び廃熱回収効率の合計値が七十二パーセント以上となる場合のこれらのもの（発電出力が十キロワット未満のものにあつては、当該合計値が八十パーセント以上となる場合のこれらのものとする。）に限るものとし、これらと同時に設置する専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連系用保護装置、ポンプ又は配管を含む。）とする。

56] 法附則第十五条第三十三項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

57] 法附則第十五条第三十三項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りよう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事に より新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

58] 法附則第十五条第三十五項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。

59] 法附則第十五条第三十六項に規定する災害時における放送法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第八十条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものは、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第八十六条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送設備等整備計画（同令第八十六条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）又は同令第八十条の二第一項の規定により同法第八十条の放送の確実な実施のために特に必要なものであることについて総務大臣の確認を受けた同項に規定する基幹放送局設備整備計画（同令第八十条の二第三項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの）に記載されたもの（電源設備にあつては、

60] 法附則第十五条第三十六項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

61] 法附則第十五条第三十六項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りよう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事に より新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

62] 法附則第十五条第三十八項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、港湾機能高度化施設整備事業費に係る補助とする。



可搬型のものを除く。)とする。

60] 法附則第十五条第三十七項に規定する地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものは、防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機とする。

61] 法附則第十五条第三十八項に規定する総務省令で定める機器は、次に掲げる機器とする。

一 冷蔵陳列棚又は冷凍陳列棚（陳列棚（品温を摂氏十度以下に保つ機構を有するものに限る。）及び専用の冷蔵機若しくは冷凍機（定格出力が一・五キロワット以上のものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのもの又は当該冷蔵機若しくは冷凍機を内蔵した当該陳列棚に限るものとし、これらと同時に設置する専用の冷却塔、ポンプ又は配管を含む。）

二 倉庫用冷蔵装置又は冷凍装置（倉庫内の温度を摂氏十度以下に保つ冷蔵又は冷凍能力を有する冷蔵装置又は冷凍装置に限るものとし、これらと同時に設置する専用の送風装置を含む。）

62] 法附則第十五条第三十九項に規定する医療に関する研究開発を実施する事業であつて、基礎的なものその他の収益性の低いものとして総務省令で定めるものは、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第二項に規定する特定事業で国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第二号に掲げる事業（同号イに掲げるものにあつては、製造に係るものを除く。）であつて、科学技術基本法（平成七年法律第三十号）第九条第二項第一号に規定する研究開発のうち基礎研究又は応用研究（収益を生ずるまでに長期間を要するもの

に限る。)に該当するものとして国家戦略特別区域法第十一条第一項に規定する認定区域計画に記載されたものとする。

63| 法附則第十五条第三十九項に規定する総務省令で定める計画は、同項に規定する実施主体の国家戦略特別区域法施行規則第三条第二項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた同条第一項の事業実施計画(同条第三項において準用する同条第二項の規定による変更の確認があつた場合には、その変更後のもの)とする。

64| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる機械及び装置並びに器具及び備品(以下この項において「機械装置等」という。)の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ 当該機械装置等の購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該機械装置等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した機械装置等 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時における当該機械装置等の取得のために通常要する価額

ロ 当該機械装置等を事業の用に供するために直接要した費用の額

65| 政令附則第十一条第三十六項に規定する総務省令で定めるものは、専ら研究開発に関する事業の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関

する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

66| 政令附則第十一条第三十七項に規定する都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げるもの（その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるものを除く。）であつて、都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつき国土交通大臣の証明を受けたものとする。

一| 緑化施設

二| 通路（次に掲げる施設のいずれかと連絡するものであること、何らの制限なしに通行できること及び構造上他の施設と区分されているものであることについて国土交通大臣の証明を受けたものに限る。）

イ| 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

ロ| 公園、緑地、広場その他の公共空地

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前

の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第三十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第三十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十八項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第四十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分の床面積に対する割合並びに同条第四十二項及び第四十三項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められ

の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第二十六項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第三十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第三十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十八項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合並びに同条第四十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失改修専有部分の床面積に対する割合

の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められ

る基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2～4 略

5 政令附則第十二条第二十一項第二号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

6～10 略

11 法附則第十五条の十第一項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助とする。

12 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十四項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

13 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

政令附則第十二条第二	一の独立区画部分	共同住宅等に共同の用に供される部分	略
（人の居住の用に	があるときは、その部分の床面積を、		

る基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2～4 略

5 政令附則第十二条第二十一項第二号に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、高齢者等居住安定化推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

6～10 略

11 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

政令附則第十二条第二	一の独立区画部分	共同住宅等に共同の用に供される部分	略
（人の居住の用に	があるときは、その部分の床面積を、		

十五項第三号	供するために独立的に区画された部分として総務省令で定める部分を含む。以下この条において同じ。）の床面積	これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	略	政令附則第三号	一の独立区画部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
				政令附則第十二条第四号	居住用専有部分の床面積	
十五項第三号	供するために独立的に区画された部分として総務省令で定める部分を含む。以下この条において同じ。）の床面積	これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	略	政令附則第十二条第二号	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
				政令附則第十二条第二号ロ		共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

十五項第三号	供するために独立的に区画された部分として総務省令で定める部分を含む。次項において同じ。）の床面積	これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	略

政令附則第	政令附則第 十二條第四 十三項第一 号ハ	居住用専有部分の	一の独立区画部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	政令附則第 十二條第四 号ハ	居住用専有部分の床面積	居住専有独立部分の床面積 人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

<p>十二条第四 十三項第二 号ロ</p>	<p>床面積</p> <p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p>	<p>があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二条第四 十三項第二 号ハ</p>	<p>居住用専有部分の 床面積</p> <p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p> <p>居住専有独立部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、</p>



これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

(課税標準の特例措置の適用を受ける地下道又は跨線道路橋の範囲等)  
第八条の三の三 略

(法附則第三十条第一項の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第八条の三の四 法附則第三十条第一項に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。)とする。

2 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車で当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

(課税標準の特例措置の適用を受ける地下道又は跨線道路橋の範囲等)  
第八条の三の三 略

3 法附則第三十条第一項に規定するメタノールとメタノール以外のものの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

4 法附則第三十条第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

5 法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が高ブリッド自動車であることが記載されている軽自動車とする。

(市町村たばこ税に係る申告書等の特例)

第八条の四 略

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十二條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第六十六条第一項の登記をしていないもの(次項においてそれぞれ「特定一般社団法人」

(市町村たばこ税に係る申告書等の特例)

第八条の三の四 略

第八条の四 削除

(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る地方税の特例)

第二十二條 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人

又は「特定一般財団法人」という。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七条の三の三第二項の規定を適用する。

- 2 特定一般社団法人又は特定一般財団法人(法附則第四十一条第一項に規定する認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、同条第二項に規定する非営利型法人に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十四条の七第二号の規定を適用する。

#### 第二十五号様式(第十四条関係)

##### 第25号様式記載要領

- 1 法第349条の3、附則第15条、附則第15条の2又は附則第15条の3の\_\_\_\_の規定の適用を受ける家屋にあつては、その旨「摘要」の欄に記載するとともに、「価格」の欄には、価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。
- 2～9 略

#### 第二十五号の二様式(第十四条関係)

##### 第25号の2様式記載要領

- 1～5 略
- 6 「軽減税額」の欄には、法附則第15条の6から第15条の10まで、第21条及び第21条の2の規定により減額される額を記載すること。
- 7 略

については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七条の三の三第二項の規定を適用する。

- 2 法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人又は特定一般財団法人(同条第一項\_\_\_\_に規定する認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、同条第二項に規定する非営利型法人に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第二十四条の七第二号の規定を適用する。

#### 第二十五号様式(第十四条関係)

##### 第25号様式記載要領

- 1 法第349条の3、附則第15条、附則第15条の2、附則第15条の3又は第39条の規定の適用を受ける家屋にあつては、その旨「摘要」の欄に記載するとともに、「価格」の欄には、価格及び価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を登録すること。
- 2～9 略

#### 第二十五号の二様式(第十四条関係)

##### 第25号の2様式記載要領

- 1～5 略
- 6 「軽減税額」の欄には、法附則第15条の6から第15条の9まで、第21条及び第21条の2の規定により減額される額を記載すること。
- 7 略

第二十五号の三様式（第十四条関係）

（裏面）

1 略

2 この納税通知書に記載された課税標準額は、その固定資産に係る前年度の前年度の固定資産税の課税標準である価格（法第349条の3、法第349条の3の2、附則第15条、附則第15条の2又は附則第15条の3

\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける固定資産にあつては、その固定資産の価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、法第349条の4又は法第349条の5の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により市町村において課税標準額とすることとなる金額をいう。以下同じ。）であり、また納税通知書に記載された税額は、この納税通知書に記載された課税標準額によつて仮に算定した税額（以下「仮算定税額」という。）であります。  
3～9 略

第四十八号の五様式（附則第八条の四 関係）

第四十八号の六様式（附則第八条の四 関係）

第四十八号の九様式（附則第八条の四 関係）

第二十五号の三様式（第十四条関係）

（裏面）

1 略

2 この納税通知書に記載された課税標準額は、その固定資産に係る前年度の前年度の固定資産税の課税標準である価格（法第349条の3、法第349条の3の2、附則第15条、附則第15条の2、附則第15条の3又は附則第16条の2の規定の適用を受ける固定資産にあつては、その固定資産の価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額を、法第349条の4又は法第349条の5の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により市町村において課税標準額とすることとなる金額をいう。以下同じ。）であり、また納税通知書に記載された税額は、この納税通知書に記載された課税標準額によつて仮に算定した税額（以下「仮算定税額」という。）であります。  
3～9 略

第四十八号の五様式（附則第八条の三の四関係）

第四十八号の六様式（附則第八条の三の四関係）

第四十八号の九様式（附則第八条の三の四関係）



に規定する市町村の区域のうち、航空機（国内航空に従事するものに限る。以下同じ。）の騒音について、次の算式によつて得た数値が六十二デシベル以上である地区とする。

算式

$$10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left( \sum_i 10^{\frac{L_{AE,i}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,j}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,k}+10}{10}} \right) \right\}$$

算式の符号

この算式において、 $L_{AE,i}$ 、 $L_{AE,ej}$ 、 $L_{AE,nk}$ 、 $T_0$ 及び $T$ の意義は、それぞれ次のとおりとする。

$L_{AE,i}$  当該空港において離陸し、又は着陸する航空機により一日の間に単発的に発生する騒音（以下この項において「単発騒音」という。）のうち午前七時を過ぎ午後七時に至るまでの間における $i$ 番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三一で定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下この項において同じ。）

$L_{AE,ej}$  単発騒音のうち午後七時を過ぎ午後十時に至るまでの間における $j$ 番目のものの単発騒音暴露レベル

$L_{AE,nk}$  単発騒音のうち午前零時を過ぎ午前七時に至るまで及び午後十時を過ぎ午後十二時に至るまでの間における $k$ 番目のものの単発騒音暴露レベル

$T_0$  規準化時間（秒）とし、一

$T$  一日の時間（秒）とし、八六、四〇〇

2 前項に規定する $L_{AE,i}$ 、 $L_{AE,ej}$ 及び $L_{AE,nk}$ の値は、法第二条第一項第二号の空港ご

に規定する市町村の区域のうち、航空機（国内航空に従事するものに限る。以下同じ。）の騒音について、次の算式によつて得た数値が七十五デシベル以上である地区とする。

算式

$$dB(A) + 10 \log N - 27$$

算式の符号

(A) 1日に離着陸する各航空機により生ずる騒音レベルの最大値のうち、暗騒音より10デシベル以上大きいものをパワー平均したもの

N 午前0時から午前7時までの間に離着陸した航空機の機数を $N^1$ 、午前7時から午後7時までの間に離着陸した航空機の機数を $N^2$ 、午後7時から午後10時までの間に離着陸した航空機の機数を $N^3$ 、午後10時から午後12時までの間に離着陸した航空機の機数を $N^4$ とした場合における次の算式によつて得た数値

$$N^2 + 3N^3 + 10(N^1 + N^4)$$

2 前項の数値 は、法第二条第一項第二号の空港ご

とに、当該空港において離陸し、又は着陸する航空機の型式、飛行回数、飛行時刻その他の事項に関し、毎年四月（年度の中途において、同号の空港となつたものその他特別の事情があるものについては、総務大臣が別に定める時期）における、標準的な条件を設定し、これに基づいて算定するものとする。ただし、飛行経路は、年間における標準的な条件を設定するものとする。

（空港関係市町村に係る着陸料の収入額及び世帯数の補正）

第四条 略

254 略

5 略

第二条第一項の数値	率
六十二デシベル以上六十六デシベル未満	一・〇
六十六デシベル以上七十デシベル未満	二・〇
七十デシベル以上七十三デシベル未満	三・〇
七十三デシベル以上七十六デシベル未満	四・〇
七十六デシベル以上	五・〇

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第六条 略

算式

とに、当該空港を使用する航空機に係る飛行回数、機種等航空機の航行に関する条件について、毎年四月（年度の中途において、同号の空港となつたものその他特別の事情があるものについては、総務大臣が別に定める時期）における、標準的なものを設定し、これに基づいて算定するものとする。ただし、飛行経路は、年間における標準的なものを設定するものとする。

（空港関係市町村に係る着陸料の収入額及び世帯数の補正）

第四条 略

254 略

5 略

第二条第一項の数値	率
七十五以上八十未満	一・〇
八十以上八十五未満	二・〇
八十五以上九十未満	三・〇
九十以上九十五未満	四・〇
九十五以上	五・〇

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第六条 略

算式

$$\frac{1}{2} \frac{C}{B+C} + \frac{1}{2} \frac{Ax}{D+E}$$

算式の符号 略

2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各空港関係市町村に譲与する額は、法第三条の規定によつて当該譲与時期に各空港関係市町村に譲与すべき額から同項の加算すべき額の合計額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額の合計額を加算して得た額を第三条及び第四条の規定により算定し、及び補正した着陸料の収入額及び世帯数により各空港関係市町村に按分し、これに同項の加算すべき額を加算し、又は同項の減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 及び 4 略

別表第一（第四条関係）

空港の区分		率
千歳飛行場、札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場、岩国飛行場、徳島飛行場		〇・二
旭川空港（旭川市に係る分に限る。）、帯広空港、神戸空港		一〇・〇
その他の空港		五・〇

別表第二（第四条関係） 略

$$\frac{1}{3} \frac{C}{B+C} + \frac{2}{3} \frac{Ax}{D+E}$$

算式の符号 略

2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各空港関係市町村に譲与する額は、法第三条の規定によつて当該譲与時期に各空港関係市町村に譲与すべき額から前項の加算すべき額の合計額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額の合計額を加算して得た額を第三条及び第四条の規定により算定し、及び補正した着陸料の収入額及び世帯数により各空港関係市町村にあん分し、これに前項の加算すべき額を加算し、又は前項の減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 及び 4 略

別表第一（第四条関係）

空港の区分		率
千歳飛行場、札幌飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場、岩国飛行場、徳島飛行場		〇・二
旭川空港（旭川市に係る分に限る。）、帯広空港、神戸空港		五・〇
その他の空港		一・〇

別表第二（第四条関係） 略



別表第三（第四条関係） 略

別表第四（第四条の二関係）

空港の区分		率
旭川空港（旭川市に係る分に限る。） 空港に係る市町村	帯広空港及び神戸	〇・一
空港法（昭和三十一年法律第八十号） 第五条第一項に規定する 地方管理空港並びに調布飛行場、 名古屋飛行場、但馬飛行場、 岡南飛行場、天草飛行場及び大分 県中央飛行場に係る市町村で右に 掲げる以外のもの		一〇・〇
その他の市町村		一・〇

別表第三（第四条関係） 略

別表第四（第四条の二関係）

空港の区分		率
旭川空港（旭川市に係る分に限る。） 空港に係る市町村	帯広空港及び神戸	〇・二
空港法（昭和三十一年法律第八十号） 第五条第一項に規定する 地方管理空港並びに調布飛行場、 名古屋飛行場、但馬飛行場、 岡南飛行場、天草飛行場及び大分 県中央飛行場に係る市町村で右に 掲げる以外のもの		五・〇
その他の市町村		一・〇

附則第九条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
略		略	
<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）</p>	<p>第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項及び第十四条の十一第二項にお</p>	<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）</p>	<p>第八条第三項及び第四項（これらの規定を第一第二項、第八条の二第三項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八条の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項（これらの規定を第一第二項、第十六条の五第四項（第七十四条の十一第二項及び第四百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項及び第十四条の十一第二項にお</p>

いて準用する場合を含む。）、第十四条の第十八  
二項、第十五条の四第二項、第十六条の二第二項  
並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの  
規定を第一条第二項において準用する場合を含む  
。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十  
六条の四第十二項において準用する場合を含む。  
）、第二十條の九の三第一項及び第三項並びに第  
二十條の十（これらの規定を第一条第二項におい  
て準用する場合を含む。）、第二十六條第三項及  
び第四十三條（これらの規定を第七百三十四條第  
三項において準用する場合を含む。）、第四十五  
條の二（同條第一項から第三項までについては第  
七百三十四條第三項において、第四十五條の二第  
四項については第七百三十四條第三項及び附則第  
三十五條の三第六項において、第四十五條の二第  
五項については第七百三十四條第三項において準  
用する場合を含む。）、第四十六條第四項及び第  
五項、第五十條の五、第五十條の七第一項並びに  
第五十條の九（これらの規定を第七百三十四條第  
三項において準用する場合を含む。）、第五十三  
條第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十  
三項まで、第二十八項、第三十七項、第三十九項  
、第四十項、第四十四項及び第四十五項（同條第

いて準用する場合を含む。）、第十四条の第十八  
二項、第十五条の四第二項、第十六条の二第二項  
並びに第十六条の三第四項及び第六項（これらの  
規定を第一条第二項において準用する場合を含む  
。）、第十六条の四第二項（第一条第二項及び第十  
六条の四第十二項において準用する場合を含む。  
）、第二十條の九の三第一項及び第三項並びに第  
二十條の十（これらの規定を第一条第二項におい  
て準用する場合を含む。）、第二十六條第三項及  
び第四十三條（これらの規定を第七百三十四條第  
三項において準用する場合を含む。）、第四十五  
條の二（同條第一項から第三項までについては第  
七百三十四條第三項において、第四十五條の二第  
四項については第七百三十四條第三項及び附則第  
三十五條の三第六項において、第四十五條の二第  
五項については第七百三十四條第三項において準  
用する場合を含む。）、第四十六條第四項及び第  
五項、第五十條の五、第五十條の七第一項並びに  
第五十條の九（これらの規定を第七百三十四條第  
三項において準用する場合を含む。）、第五十三  
條第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十  
三項まで、第二十八項、第三十七項、第三十九項  
、第四十項、第四十四項及び第四十五項（同條第

一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項については第一条第二項において、第五十三条第二十二項、第二十三項及び第二十八項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第三十七項については第一条第二項において、第五十三条第三十九項及び第四十項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第四十四項及び第四十五項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項について

一項、第二項、第四項及び第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項については第一条第二項において、第五十三条第二十二項、第二十三項及び第二十八項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第三十七項については第一条第二項において、第五十三条第三十九項及び第四十項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第四十四項及び第四十五項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項から第五項まで及び第十二項（同条第一項について



五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六十六条第四項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百三十四条第一項、第四百十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項(同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。)(これらの規定を第一条第二項において準

五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六十六条第四項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百三十四条第一項、第四百十四條の九第四項及び第五項、第四百四十四條の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項(同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。)(これらの規定を第一条第二項において準

用する場合を含む。)、第四百四十四条の二十二第二項(第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第五百六十五条第一項、第五百八十四条第二項、第五百八十八条第三項、第五百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十七條の二第一項から第六項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五条の三第十四項において、第三百十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を

用する場合を含む。)、第四百四十四条の二十二第二項(第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。)、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第五百六十五条第一項、第五百八十四条第二項、第五百八十八条第三項、第五百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第三百十七條の二第一項から第六項まで(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四条第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五条の三第十四項において、第三百十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を

含む。)、第三百十七條の六(第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項(同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十項については第三百二十一條の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一條の八の二及び第三百二十一條の十三第一項(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十五條(第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十八條の五第二項、第三百二十八條の七第一項、第三百二十八條の十三第四項及び第三百二十八條の十四(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)

含む。)、第三百十七條の六(第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで及び第三十四項(同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十項については第三百二十一條の十一第五項及び第七百三十四條第三項において、第三百二十一條の八第二十一項から第二十三項まで及び第三十四項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十一條の八の二及び第三百二十一條の十三第一項(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十五條(第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)、第三百二十八條の五第二項、第三百二十八條の七第一項、第三百二十八條の十三第四項及び第三百二十八條の十四(これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。)



、第三百二十九条第一項(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百五十四條の二(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項(同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条の二第二項及び第四項(同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百七十一条第一項(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十二条の三(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十三条(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、

、第三百二十九条第一項(第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。)、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百五十四條の二(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項(同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条の二第二項及び第四項(同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百七十一条第一項(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十二条の三(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十三条(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、

第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第

第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五条第一項（第七百三十四条第

一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四條第四項、第六百八十条、第六百八十四條の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四條第五項において準用する場合を含む。）、第七百條の五十五、第七百條の五十九第三項、第七百條の六十四第一項、第七百一條の四第二項、第七百一條の五第三項及び第七百一條の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一條の三十五第四項、第七百一條の四十六第一項及び第三項、第七百一條の四十七第一項及び第三項、第七百一條の四十九、第七百一條の五十五、第七百一條の六十三第一項並びに第七百二條の八第五項（これらの規定を第七百二十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百七條第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二

一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四條第四項、第六百八十条、第六百八十四條の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四條第五項において準用する場合を含む。）、第七百條の五十五、第七百條の五十九第三項、第七百條の六十四第一項、第七百一條の四第二項、第七百一條の五第三項及び第七百一條の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一條の三十五第四項、第七百一條の四十六第一項及び第三項、第七百一條の四十七第一項及び第三項、第七百一條の四十九、第七百一條の五十五、第七百一條の六十三第一項並びに第七百二條の八第五項（これらの規定を第七百二十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百七條第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二

	<p>地方税法施行令</p>
<p>項において準用する場合を含む。）、第七百五十      条第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第      二項については第七百五十四条において、第七百      五十条第四項については第七百五十二条第三項及      び第七百五十四条において準用する場合を含む。      ）並びに第七百五十一条、第七百五十二条第一項      及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七      百五十四条において準用する場合を含む。）並び      に附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規      定を第一条第二項において準用する場合を含む。      ））、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、      第六項及び第十一項、第十五条の十第二項並びに      第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一      項において準用する場合を含む。）</p>	<p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については      第一条及び第二条第六項において、同条第五項に      ついては第一条において準用する場合を含む。）      、第六条の二の二（第一条において準用する場合      を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条      の八第四項において準用する場合を含む。）、第      六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一      条及び第六条の三第三項において準用する場合を      含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第</p>
<p>項において準用する場合を含む。）、第七百五十      条第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第      二項については第七百五十四条において、第七百      五十条第四項については第七百五十二条第三項及      び第七百五十四条において準用する場合を含む。      ）並びに第七百五十一条、第七百五十二条第一項      及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七      百五十四条において準用する場合を含む。）並び      に附則第五条の四第三項及び第八項（これらの規      定を第一条第二項において準用する場合を含む。      ））、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、      第六項及び第十一項 並びに      第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一      項において準用する場合を含む。）</p>	<p>地方税法施行令</p> <p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については      第一条及び第二条第六項において、同条第五項に      ついては第一条において準用する場合を含む。）      、第六条の二の二（第一条において準用する場合      を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条      の八第四項において準用する場合を含む。）、第      六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一      条及び第六条の三第三項において準用する場合を      含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第</p>

一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の第十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八

一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の第十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第三十九条の十二、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四、第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の十一第二項並びに附則第十四条の五第十項及び第十条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の八第二項、第九条の九の九第二項、第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項、第四十八

の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の七第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十五項、第二十五項及び第二十九項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第二項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の二第一項（第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第

の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の七第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十三項、第二十三項及び第二十七項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第二項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の二第一項（第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第

二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。  
( )、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項(これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第四十八条の十三第十六項、第二十六項及び第三十項 (これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。)、第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項(これらの規定を第五十

二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。  
( )、第二十四条の四第一項、第三項及び第四項(これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第四十八条の十三第十四項及び第二十四項並びに第四十八条の二十八項(これらの規定を第五十七条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十二条の十三の二第一項及び第五十二条の十六第一項(これらの規定を第五十

七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二

七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三並びに附則第十五条の五第六項、第十六条の二第五項及び第十六条の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四条の四十六第五項、第五十四条の四十八第一項及び第五十四条の五十七第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の五十九の二第一項、第五十五条第一項及び第五十六条の十一第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十六条の四十九の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十六条の八十九の三第一項及び第五十六条の九十二



略	<p>の二第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第三十条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
略	<p>の二第二項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）並びに附則第十条第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、第十二条第九項、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第三十条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二第二項並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>